## 小樽市の給与•定員管理等について

## 1 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

（2）職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区 分 | 職員数 ${ }^{\text {A }}$ | 給 | 与 |  | 費 | 一人当たり給与費 <br> B／A |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 給 料 | 職員手当 | 期末•勤勉手当 | 計 B |  |
| 17年度 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 6，442 $\quad$ 千円 |
|  | 1，262 | 5，024，787 | 1，079，496 | 2，025，801 | 8，130，084 |  |
| (注) | 職員手当には退職手当を含まない。給与費は当初予算に計上された額である。 |  |  |  |  |  |

（3）特記事項
特別職等の給料月額について，市長は $20 \%$ ，助役は $15 \%$ ，収入役は $13 \%$ ，教育長は $12 \%$ 減額しており，これを基本として計算される手当にも反映しています。

一般職（教育長を除く）においては，平成15年度比較で，平成16年度は3\％，平成17年度は5 \％の給料月額の独自削減を実施し，これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても，平成16年4月1日から部長職と次長職は $13 \%$ ，課長職は $8 \%$ を本来の額から減額しており，特殊勤務手当については，平成 $16 \sim$ 17 年度は一律 $15 \%$ を削減した額で支給しています。
（4）ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

（注）1 ラスパイレス指数とは，国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額，初任給等の状況

（1）職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在） （1）一般行政職

| 区 分 | 平均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
| :---: | :---: | ---: | ---: |
| 小樽市 | 43.4 歳 | 329,849 円 | 398,252 円 |
|  |  |  | 376,479 円 |
| 国 | 40.3 歳 | 329,728 円 | 382,092 円 |

（2）技能労務職

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 小樽市 | 49.6 歳 | 345，120 円 | 415，732 円 |
|  |  |  | 380，580 円 |
| らち運転手 | 49.5 歳 | 343，319 円 | 397，311 円 |
|  |  |  | 383，395 円 |
| らち用務員 | 48.1 歳 | 335，509 円 | 396，381 円 |
|  |  |  | 381，293 円 |
| らち給食調理員 | 55.5 歳 | 377，676 円 | 411，336 円 |
|  |  |  | 400，744 円 |
| 国 | 48.1 歳 | 285，008 円 | 316，350 円 |
| 類似団体 | 46.8 歳 | 334，256 円 | 399，317 円 |
|  |  |  | 375，701 円 |
| 民間事業者平均 | 51.6 歳 | － | 366，281 円 |

（3）教育職（指導主事及び社会教育主事）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 小樽市 | 43.7 歳 | 407,817 円 | 508,885 円 |
|  |  |  | 471,465 円 |
| 国 | - 歳 | - 円 | - 円 |
| 類 似 <br> 団 体 | 40.1 歳 | 381,500 円 | 440,946 円 |

（注）1 「平均給料月額」とは，17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均で ある。
2 「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，調整手当，住居手当，時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち，上段はこれら全ての諸手当込みのものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また，下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当，特殊勤務手当等の手当が含 まれていないことから，比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
（2）職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

| 区 | 分 | 樽 市 |  | 国 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 初任給 | 2年後の給料 | 初任給 | 2年後の給料 |
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 168，500 円 | 188，600 円 | 170，200 円 | 183，800 円 |
|  | 高 校 卒 | 136，100 円 | 146，500 円 | 138，400 円 | 148，000 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 136，100 円 | 146，500 円 | 135，600 円 | 145，100－ |
|  | 中 学 卒 | 123，500 円 | 131，800 円 | 127，700－ | 135，600－ |

（3）職員の経験年数別•学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

| 区 | 分 | 経験年 数 10 年 | 経 験 年 数 15 年 | 経 験 年 数 20 年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 247，100 円 | 291，850 円 | 350，780 円 |
|  | 高 校 卒 | 214，214 円 | 247，800 円 | 289，629 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 287，467 円 | 318，425 円 | 350，671 円 |
|  | 中 学 卒 | （該当者なし）円 | （該当者なし）円 | 368，400 円 |
| 教 育 職 | 大 学 卒 | （該当者なし）円 | （該当者なし）円 | （該当者なし）円 |
|  | 高 校 卒 | （該当者なし）円 | （該当者なし）円 | （該当者なし）円 |

※ 技能労務職の平均給料月額が高いのは，一般行政職と比較し，平均的に採用時の年齢が高いため。

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（17年4月1日現在）

| 区 分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 級 | 困難部長 | 人 <br> 4 | $0.6{ }^{\text {\％}}$ |
| 8 級 | 部長•参事•困難部次長 | $13 \text { 人 }$ | 1.9 \％ |
| 7 級 | 部次長•室長•副参事•困難課長•困難主幹 | 人 <br> 58 | $8.6{ }^{\text {\％}}$ |
| 6 級 | 課長•主幹•特に困難な係長•特に困難な主査 | $150$ | 22.2 \％ |
| 5 級 | 困難係長•困難主查•困難上席 | $\begin{array}{ll}  \\ 113 \end{array}$ | 16.7 \％ |
| 4 級 | 係長•主査•高度の知識経験を有する上席職員 | $\begin{array}{ll} \hline & \text { 人 } \end{array}$ | 13.8 \％ |
| 3 級 | 吏員 | $140 \text { 人 }$ | $20.7{ }^{\text {\％}}$ |
| 2 級 | 吏員 | $89$ | 13.2 \％ |
| 1 級 | 吏員 | 人 | 2.2 \％ |

（注） 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務である。

（2）昇給期間短縮の状況


## 4 職員の手当の状況

（1）期末手当•勤勉手当

| 小 樽 | 市 | 国 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1人当たり平均支給額（16年度） |  | － |
| 1，610 | 千円 |  |
| （17年度支給割合） |  | （17年度支給割合） |
| 期末手当 | 勤勉手当 | 期末手当 勤勉手当 |
| 3.0 月分 | 1.4 月分 | 3.0 月分 1.45 月分 |
| （1．6）月分 | （0．7）月分 | （1．6）月分（0．75）月分 |
| （加算措置の状況） <br> 職制上の段階，職務の級等によ | 算措置 | （加算措置の状況） <br> 職制上の段階，職務の級等による加算措置 |

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。
（2）退職手当（17年4月1日現在）

| 小 | 樽 | 市 | 国 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （支給率） | 自己都合 | 勧奨•定年 | （支給率） | 自己都合 | 勧奨•定年 |
| 勤続20年 | 21.00 月分 | 32.76 月分 | 勤続20年 | 21.00 月分 | 27.30 月分 |
| 勤続25年 | 33.75 月分 | 42.12 月分 | 勤続25年 | 33.75 月分 | 42.12 月分 |
| 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 | 勤続35年 | 47.50 月分 | 59.28 月分 |
| 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 | 最高限度額 | 59.28 月分 | 59.28 月分 |
| その他の加算措置 |  |  | その他の加算措置 |  |  |
| （退職時特別昇給 | 定年•勧奨時 | 1号俸 ） |  |  |  |
| 1 人当たり平均支給額 | 24，886 千円 | 3，312 千円 |  |  |  |

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した全職種に係る職員に支給 された平均額である。
（3）調整手当（17年4月1日現在）

（4）特殊勤務手当（17年4月1日現在）

（5）時間外勤務手当

| 支給実績（16年度決算） | 425,729 千円 |
| :---: | ---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 $(16$ 年度決算） | 313 千円 |
| 支給実績 $(15$ 年度決算） | 438,583 千円 |
| 支給職員 1 人当たり平均支給年額 $(15$ 年度決算） | 338 千円 |

（6）その他の手当（17年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度 との異同 | 国の制度と異なる内容 | $\begin{gathered} \text { 支給実績 } \\ (16 \text { 年度決算) } \end{gathered}$ | 支給職員 1 人当たり <br> 平均支給年額 <br> （16年度決算） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 扶養手当 | （1）配偶者 月額 13,500 円 （2）扶養親族（配偶者除く） 2 人目まで 1 人 月額 6,000 円 3人目から1人 月額 5,000 円 （16歳から22歳までの子 1人5，000円加算） | 同 | － | 270，677 千円 | 247，600 円 |
| 住居手当 | （1）持家の場合月額 8，000円 （2）借家の場合 <br> 月額 12,000 円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額（上限 月額 $27,000 円$ ） | 異 | $\begin{gathered} \text { 国 } \\ \text { 持家月額 } 2,500 \text { 円 } \\ \text { (新築•購入後 } \\ 5 \text { 年まで) } \end{gathered}$ | 228，176 千円 | 143，800 円 |
| 通勤手当 | 片道の通勤趾離が 2 km 以上で，交通機関•用具を利用する職員に支給 | 同 | － | 131，855 千円 | 87，000 円 |
| 管理職手当 | 課長職以上の管理職に支給（独自削減あり） <br> （1）部長職 月額 70，470円 <br> （2）次長職 月額 $55,680 円$ <br> （3）課長職 月額 $44,160 \mathrm{H}$ | 異 | $\begin{gathered} \text { 国 } \\ \text { 定額制では } \\ \text { なく定率制 } \end{gathered}$ | 148，236 千円 | 581，300 円 |
| 休日勤務手当 | 休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に，1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | －千円 | －円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に槿務を命せ られた場合，1時間当たりの給与額に 100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | 75，037 千円 | 141，000 円 |
| 宿日直手当 | あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 （1）通常の宿日直 <br> 1回4，200円（半日直 2,100 円） <br> （2）病院において緊急医療従事及び器具等の監視 <br> 1回5，900円（半日直 2,950 円） <br> （3）常直的な宿日直勤務 <br> 月額 21,000 円（勤務日数が月の <br> 2 分の1以下の場合，月額 $10,500 \mathrm{H}$ ） | 異 |  | 40，020 千円 | 312，700 円 |
| 寒冷地手当 | 11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して，その世帯区分に基づき支給 <br> （1）世帯主 月額 23,360 円 <br> （2）準世帯主 月額 13,060 円 <br> 3）非世帯主 月額 $8,800 \mathrm{H}$ <br> 47その他 支給なし <br> 平成21年3月31日まで経過措置あり <br> （17年度支給額） <br> （1）世帯主（扶養3人以上） <br> 月額 $43,060 \mathrm{H}$ <br> （2）世帯主（扶養 $1 \cdot 2$ 人） <br> 月額 $37,620 \mathrm{H}$ <br> （3）準世帯主 月額 23,460 円 <br> （4）非世帯主 月額 15,280 円 <br> （5）その他 支給なし | 同 | － | 399，151 千円 | 194，900 円 |
| 単身赴任手当 | 勤務異動に伴い，住居を移転し やむを得ない事情により同居し ていた配偶者と別居し，単身で生活することを常況とし，距離制限を満たす場合支給 23，000円に交通距離に応じて加算す る額（上限 $45,000 円)$ を月額として支給 | 同 | － | －千円 | －円 |



## 6 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

|  |  | 職 | 員 数 | 対前年増減数 | 主な 増 減 理由 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 平成17年 | 平成16年 |  |  |
| 一般行政部門 | 議会 | 11 | 12 | （1 | 欠員不補充 |
|  | 総務 | 193 | 190 | 3 | 欠員補充•病院新築•広報業務の充実 |
|  | 税務 | 71 | 75 | － 4 | 課税業務の見直し |
|  | 労働 | 5 | 5 | 0 |  |
|  | 農林水産 | 15 | 15 | 0 |  |
|  | 商工 | 31 | 28 | 3 | 小樽FC•企業誘致業務の充実 |
|  | 土木 | 159 | 175 | A 16 | 業務の委託化，機構改正 |
|  | 民生 | 184 | 176 | 8 | 業務の増加 |
|  | 衛生 | 145 | 148 | － 3 | 機構改正 |
|  | 小 計 | 814 | 824 | A 10 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 特 } \\ & \text { 別 } \\ & \text { 行 } \\ & \text { 政 } \\ & \text { 暗 } \end{aligned}$ | 教育 | 188 | 189 | －1 | 欠員不補充 |
|  | 消防 | 257 | 265 | － 8 | 欠員不補充 |
|  | 小 計 | 445 | 454 | A 9 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 公 } \\ & \text { 営 } \\ & \text { 企会 } \\ & \text { 業計 } \\ & \text { 等部 } \\ & \text { 門 } \end{aligned}$ | 病院 | 584 | 601 | － 17 | 業務の委託化 |
|  | 水道 | 95 | 95 | 0 | 機構改正 |
|  | 下水道 | 23 | 27 | － 4 | 機構改正 |
|  | その他 | 51 | 48 | 3 | 欠員補充 |
|  | 小 計 | 753 | 771 | A 18 |  |
| 合 計 |  | 2，012 | 2，049 | － 37 |  |
|  |  | ［ 2，431］ | ［ 2，431 ］ | ［ 0 ］ |  |

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 ［ ］内は，条例定数の合計である。
（2）年齢別職員構成の状況（17年4月1日現在）
（例）\％


| 区 分 | 20歳 | $\begin{gathered} 20 \text { 歳 } \\ \text { ? } \\ 23 \text { 歳 } \end{gathered}$ | 24歳 <br> ？ 27歳 | 28歳 <br> 2 <br> 31歳 | 32歳 <br> l <br> 35 歳 | 36 歳 ？ 39 歳 | 40 歳 ？ 43 歳 | 44歳 <br> 2 <br> 47歲 | 48歳 <br> ？ <br> 51歳 | 52歳 <br> l 55歳 | 56歳 <br> ？ <br> 59歳 | 60歳 <br> 以上 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 職員数 | $2^{\text {人 }}$ | 人 ${ }_{49}$ | $\begin{gathered} \text { 人 } \\ 125 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \hline \text { 人 } \\ 171 \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 人 } \\ 251 \end{gathered}$ | $\begin{array}{r} \text { 人 } \\ 222 \end{array}$ | $\begin{array}{r} \text { 人 } \\ 219 \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 人 } \\ 221 \end{gathered}$ | 261 | ${ }_{268}$ 人 | $\begin{array}{r} \text { 人 } \\ 220 \end{array}$ | 人 | 人 |

（3）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
（1）定員適正化目標（数•率）

| 計画期間 |  | 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 始 期 | 終 期 |  |
| 平成17年5月1日 | 平成22年4月1日 |  |

（2）平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数を 1,843 名とする。
（3）定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要
（各年4月1日現在：ただし17年は5月1日現在）

|  | 区 | $\begin{aligned} & 17 \quad \text { 年 } \\ & \text { 計画前年 } \end{aligned}$ | 18 $\begin{array}{ll}18 & \text { 年 } \\ 1 & \text { 年 } \\ \text { 目 }\end{array}$ | $\begin{array}{lll} 19 & \text { 年 } \\ 2 & \text { 年 } & \text { 目 } \end{array}$ | $\left\lvert\, \begin{array}{ll}20 & \text { 年 } \\ 3 & \text { 年 } \\ \text { 目 }\end{array}\right.$ | $\left\lvert\, \begin{array}{lll}21 & \text { 年 } \\ 4 & \text { 年 } & \text { 目 }\end{array}\right.$ | $\begin{array}{lll} 22 & \text { 年 } \\ 5 & \text { 年 } & \text { 目 } \end{array}$ | $\begin{gathered} 17 \text { 年~22年 } \\ \text { 計 } \end{gathered}$ | (参考) <br> 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 一般•特別会計 | 減 員 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 増 員 | $2$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 差 引 |  |  |  |  |  |  |  | A 156 |
|  | 職員数 | 1，318 |  |  |  |  |  |  | 1，162 |
| 企業会 計 | 減 員 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 増 員 | $2$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 差 引 |  |  |  |  |  |  |  | （ 44 |
|  | 職員数 | 725 |  |  |  |  |  |  | 681 |
| 計 | 減 員 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 増 員 | $2$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 差 引 | $2$ |  |  |  |  |  |  | （ 200 |
|  | 職員数 | 2，043 |  |  |  |  |  |  | 1，843 |

（注）1 計画期間は，17年5月～22年4月の5年間である。
2 （ \％）内の数値は，数値目標に対する進捗率を示す。
3 上記の職員数には派遣職員，公営企業管理者を含むため，定員管理調査の人数とは若干異なっている。

## 7 公営企業職員の状況

## （1）上水道事業

（1）職員給与費の状況

| 区分 | 総費用 | 純損益又は実質収支 | 職員給与費的 | 総費用に占める職員給与費比率 $\mathrm{B} / \mathrm{A}$ | （参考） <br> 15年度の総費用に占 める職員給与費比率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 16年度 | 千円 | 千円 | 千円 | \％ | \％ |
|  | 3，067，091 | 150，980 | 838，879 | 27.4 | 26.2 |


| 予算 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区分 | 職員数A | 給 |  | 与 | 費 | $\begin{array}{r} \text { 一人当たり給与費 } \\ \mathrm{B} / \mathrm{A} \end{array}$ |
|  |  | 給 料 | 職員手当 | 期末•勤勉手当 | 計 B |  |
| 16年度 | 96 | 400，615 | 102，291 | 162，114 | 665，020 | 6，927 |

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項
平成15年度比較で，平成16年度は3 \％，平成17年度は5 \％の給料月額の独自削減を実施し，これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても，平成16年4月1日から部長職と次長職は13 \％，課長職は $8 \%$ を本来の額から減額しており，特殊勤務手当については，平成 $16 \sim 17$ 年度は一律 $15 \%$ を削減した額で支給しています。
（2）職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 小 樽 市 | 45.1 歳 | 355,602 円 | 575,531 円 |
| 団 体 平 均 | 44.1 歳 | 375,763 円 | 577,861 円 |
| 事 業 者 |  |  |  |

（注）平均月収額には，期末•勤勉手当等を含む。
（3）職員の手当の状況
ア 期末手当•勤勉手当

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。
イ 退職手当（17年4月1日現在）

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した全職種に係る職員に支給 された平均額である。

ウ 調整手当（17年4月1日現在）


工 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

| 支給実績（16年度決算） |  |  | 7，306 千円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） |  |  | 84，953 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度） |  |  | 89.6 \％ |
| 手当の種類（手当数） |  |  |  |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 危険有害手当 | 水質管理課（係長以下） |  | 日額153円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額212円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 夏季（1回につき850円），冬季（1回につき1，173円） |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額484円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | \＃ | 日額680円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 污泥処理作業に従事する勤務 | 日額374円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき1，045円 |


| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 集金，調査，滞納処分処理 | 日額161円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 現金出納事務 | 日額102円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | メーター検針事務 | 日額170円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 滞納徴収事務 | 1件につき42円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） |  | 1件につき212円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき2，550円 |
| 能率手当 | 管理職を除く全職員 |  | 月額5，000円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 週休日又は休日に勤務を行う祭の交通費 | 実費 |

才 時間外勤務手当

| 支給実績（16年度決算） | 23,778 千円 |
| :---: | ---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） | 276 千円 |
| 支給実績（15年度決算） | 29,577 |
| 千円 |  |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（15年度決算） | 336 千円 |

（注）時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む。
力その他の手当（17年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 国の制度 } \\ & \text { との異同 }\end{aligned}\right.$ | $\left\|\begin{array}{l} \text { 国の制度と } \\ \text { 異なる内容 } \end{array}\right\|$ | 支給実績 $(16$ 年度決算） | 支給職員1人当た <br> 平均支給年額 <br> $(16$ 年度決算） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 扶養手当 |  | 同 | － | 16，012 千円 | 166，792 円 |
| 住居手当 |  | 異 |  | 10，446 千円 | 108，813 円 |
| 通勤手当 |  | 同 | － | 6，291 千円 | 65，531 円 |
| 管理職手当 |  | 異 |  | 5，862 千円 | 586，200 円 |
| 休日勤務手当 |  | 同 | － | －千円 | －円 |
| 寒冷地手当 |  | 同 | － | 20，473 千円 | 213，260 円 |

## （4）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 定員適正化目標（数•率）

| 計画期間 |  | 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 始 期 | 終 期 |  |
| 平成17年5月1日 | 平成 22 年 4 月 1 日 |  |

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標
78人

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要
$\rightarrow 6$（3）（3）の参考を参照
（2）下水道事業
（1）職員給与費の状況

\begin{tabular}{|c|c|c|c|c|c|}
\hline 区分 \& 総費用

A \& 純損益又は実質収支 \& 職員給与費
B \& 総費用に占める職員給与費比率

\[
\mathrm{B} / \mathrm{A}

\] \& | （参考） |
| :--- |
| 15年度の総費用に占 める職員給与費比率 | <br>

\hline \multirow[t]{2}{*}{16年度} \& 千円 \& 千円 \& 千円 \& \％ \& \％ <br>
\hline \& 4，125，019 \& 443，307 \& 249，961 \& 6.1 \& 5.7 <br>
\hline
\end{tabular}


（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項
平成 15 年度比較で，平成 16 年度は $3 \%$ ，平成 17 年度は $5 \%$ の給料月額の独自削減を実施し，これを基本として計算される手当にも反映しているところです。管理職手当についても，平成16年4月1日から部長職と次長職は13\％，課長職は $8 \%$ を本来の額から減額しており，特殊勤務手当については，平成 $16 \sim 17$ 年度は一律 $15 \%$ を削減した額で支給しています。
（2）職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（17年4月1日現在）

| 区 分 | 平 均 年 齢 | 基本給 | 平均月収額 |
| :---: | ---: | :---: | :---: |
| 小 樽 市 | 45.8 歳 | $367,464 \mathrm{円}$ | 582,413 円 |
| 団 体 平 均 | 44.1 歳 | $375,763 \mathrm{~m}$ | 577,861 円 |
| 事 業 者 |  |  |  |

（注）平均月収額には，期末•勤勉手当等を含む。

## （3）職員の手当の状況

ア 期末手当•勤勉手当

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（17年4月1日現在）

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は，前年度に退職した全職種に係る職員に支給 された平均額である。

ウ 調整手当（17年4月1日現在）

| 支給実績（16年度決算） |  |  | 于1 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） |  |  | 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 般行政職の制度（支給率） |
|  | \％ | 人 | \％ |
|  | \％ | 人 | \％ |
|  | \％ | 人 | \％ |
|  | \％ | 人 | \％ |
| － | \％ | 人 | \％ |
|  | \％ | 人 | \％ |

工 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

| 支給実績（16年度決算） |  |  | 1，298 千円 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算） |  |  | 59，000 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度） |  |  | 84.6 \％ |
| 手当の種類（手当数） |  |  |  |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 危険有害手当 | 水質管理課（係長以下） | 特に人体に有害な各種駱験に行事する勤務 | 日額153円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額212円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 夏类（1回につき850円），冬季（1回につき1，173円） |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | \＃\＃， | 日額484円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 日額680円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 污泥処理作業に従事する勤務 | 日額374円 |
| 特殊作業手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1 勤務につき1，045円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 集金，調査，滞納処分処理 | 日額161円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 現金出納事務 | 日額102円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | メーター検針事務 | 日額170円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） | 滞納徴収事務 | 1件につき42円 |
| 能率手当 | 料金課（係長以下） |  | 1件につき212円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） |  | 1勤務につき2，550円 |
| 能率手当 | 管理職を除く全職員 |  | 月額5，000円 |
| 能率手当 | 実際に業務に従事した場合（係長以下） | 週休日又は休日に勤務を行う際の交通費 | 実費 |

才 時間外勤務手当

| 支給実績（16年度決算） | 3,927 千円 |
| :---: | ---: |
| 支給職員1当たり平均支給年額（16年度決算） | 164 千円 |
| 支給実績（15年度決算） | 5,980 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 15 年度決算） | 260 千円 |

（注）時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（17年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度 との異同 | $\begin{aligned} & \mid \text { 国の制度と } \\ & \text { 異なる内容 } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \text { 支給実績 } \\ \text { (16年度決算) } \end{gathered}$ | 支給職員1人当たも <br> 平均支給年額 <br> （16年度決算） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 扶養手当 | （1）配偶者 月額 13,500 円 （2）扶養親族（配偶者除く） 2 人目まで 1 人 月額 6,000 円 3 人目から 1 人 月額 5,000 円 （16歳から22歳までの子 1人5，000円加算） | 同 | － | 4，471 千円 | 171，962 円 |
| 住居手当 | （1）持家の場合月額 8，000円 <br> （2）借家の場合 <br> 月額 12,000 円以上の家賃を支払 <br> っているときに限り一定の計算方法 <br> による額（上限月額 $27,000 円$ ） | 異 | $\begin{gathered} \text { 国 } \\ \text { 持家月額2,500円 } \\ \text { (新築•購入後 } \\ 5 \text { 年まで) } \end{gathered}$ | 3，167 千円 | 121，808 円 |
| 通勤手当 | 片道の通勤距離が 2 km 以上で，交通機関•用具を利用する職員に支給 | 同 | － | 1，460 千円 | 56，154 円 |
| 管理職手当 | 課長職以上の管理職に支給（独自削減あり） <br> （1）部長職 月額 70,470 円 <br> （2）次長職 月額 55,680 円 <br> （3）課長職 月額 44,160 円 | 異 | $\begin{gathered} \text { 国 } \\ \text { 定額制では } \\ \text { なく定率制 } \end{gathered}$ | 2，301 千円 | 575，250 円 |
| 休日勤務手当 | 休日等の正規の勤務時間帯に勤務し た場合に，1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給 | 同 | － | －千円 | －円 |
| 寒冷地手当 | 11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して，その世帯区分に基づき支給 <br> （1）世帯主 月額 23，360円 <br> （2）準世帯主 月額 13,060 円 <br> （3）非世帯主 月額 8,800 円 <br> （4）その他 支給なし <br> 平成21年3月31日まで経過措置あり <br> （17年度支給額） <br> （1）世帯主（扶養3人以上） <br> 月額 43,060 円 <br> （2）世帯主（扶養 $1 \cdot 2$ 人） <br> 月額 37，620円 <br> （3）準世帯主 月額 23，460円 <br> （4）非世帯主 月額 15,280 円 <br> （5）その他 支給なし | 同 | － | 5，649 千円 | 217，269 円 |

（4）定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
ア 定員適正化目標（数•率）

| 計画期間 |  | 数値目標 |
| :---: | :---: | :---: |
| 始 期 | 終 期 |  |
| 平成17年5月1日 | 平成 22 年 4 月 1 日 |  |

イ 平成 22 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標
$\square$
17人

ウ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要 $\rightarrow 6$（3）（3）の参考を参照
（別表）
1 危険を伴う勤務

\begin{tabular}{|c|c|c|c|}
\hline 特 殊 勤 務 の 種 類 \& 支給基準 \& 支 給 額 \& 併給区分 \\
\hline \begin{tabular}{l}
－水火災の現場における放水，人命救助，破壊，機関又は吸水の作業に専ら従事する勤務 \\
ア 機関員としての業務 \\
イ アに掲げる以外の業務 \\
－救急車により出動し，救急活動に従事する勤務 \\
ア 救急救命士としての業務 \\
イ 機関員としての業務 \\
ウ ア及びイに掲げる以外の業務 \\
－消防車及び救急車等による出動する勤務で，前2号に掲 げる以外の勤務 \\
ア 機関員としての業務 \\
イ アに掲げる以外の業務 \\
- 野犬捕獲に直接従事する勤務 \\
- 地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 に従事する勤務 \\
－交通が遮断されていない道路（所属長が別に指定するも のに限る。）上において測量その他の土木工事に従事する勤務
\end{tabular} \& \begin{tabular}{l}
1 回につき 1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1 回につき \\
1日につき \\
1日につき \\
1 日につき
\end{tabular} \& 円
330
300
360
260
230

130
100
440
240

350 \& | 併給可併給可 |
| :--- |
| 併給可併給可併給可 |
| 併給可併給可 |
| 併給可 | <br>

\hline
\end{tabular}

2 有害な影響を与える勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 | 支給基準 | 支 給 額 | 併給区分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －病院の結核病棟，精神病棟及び感染症病棟において次の業務に専ら従事する勤務 <br> ア 看護師及び看護助手としての業務 <br> イ 病棟の清掃及び病棟の食器具の消毒の業務 <br> - 臨床検査及び理化学検査に専ら従事する勤務 <br> - エックス線その他の放射線を照射する作業に専ら従事す る勤務 <br> - 保健師で，結核患者の訪問指導のため外勤する勤務 <br> - 保健所に勤務する職員で，結核患者の命令入所事務につ き患者及び患者の家庭を訪問面接のため外勤する勤務 <br> －薬剤散布の作業並びに害虫及び有害鳥獣の駆除作業に従事する勤務 <br> - 感染症患者の疫学調査及び防疫処置に従事する勤務 <br> - 特に危険，有害又は不快な公害調查業務のため外勤する勤務で，半日以上にわたるもの | 1日につき <br> 1日につき <br> 1日につき <br> 1 日につき <br> 1日につき <br> 1日につき <br> 1 日につき <br> 1 回につき <br> 1日につき | $\begin{gathered} \hline \text { 円 } \\ \\ 340 \\ 250 \\ 340 \\ 340 \\ \\ 200 \\ 190 \\ 200 \\ 180 \\ 180 \end{gathered}$ | 併給可併給可 |

3 不快を伴ら勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 | 支給基準 | 支 給 額 | 併給区分 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －し尿浄化槽等の清掃業務に附帯する槽内潜入作業に従事 する勤務 <br> - し尿の処理作業による処理作業に専ら従事する勤務 <br> - ごみの処理作業に専ら従事する勤務（前号に規定するも | 1 日につき <br> 1月につき <br> 1 月につき | $\begin{array}{r} \text { 円 } \\ 800 \\ \\ 10,700 \\ 10,000 \end{array}$ | 併給可 |

のを除く。）
－し尿及びごみの処理施設において処理作業に準ずる作業 に従事する勤務

- 葬斎場において火葬作業に従事する勤務
- 畜舎において家畜伝染病予防等の関係業務に従事する勤務
- 行旅死亡人を直接取り扱う勤務
- 小樽公園こどもの国において動物の汚物処理に従事する勤務
－市立の小中学校に勤務する職員で，汚物の処理に従事す る勤務
－港内における流出油について，オイルフェンス及び中和剤を用いて処理する作業に従事する勤務
－病院において医療用布製品の素洗い作業に従事する勤務

| 1 日につき | 300 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1月につき | 10， 000 |  |
| 1 日につき | 230 |  |
| 1日につき | 1，250 | 併給可 |
| 1 月につき | 5， 300 | 併給可 |
| 1日につき | 150 | 併給可 |
| 1 日につき | 720 |  |
| 1 日につき | 250 |  |

4 困難な勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 |
| :---: |
| •病院に勤務する助産師又は看護師で，正規の勤務時間に |
| よる勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間 | をいう。）において行われる看護等の業務に従事する勤務

－消防職員の勤務で，正規の勤務時間が深夜（午後 10 時 から翌日の午前5時までの間をいう。）にわたり，かつ，当番及び非番を交互に繰り返し勤務することを要するもの ア 本部における通信指令業務

イ アに掲げる以外の業務
－冬期間において，夜間（午後 5 時から翌日の午前 8 時ま での間をいう。）又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下 に除雪作業に従事する勤務
－豪雨等異常な自然現象により災害が発生するおそれがあ る場合又は災害が発生した場合の応急作業に従事する勤務
－特殊重車両の運転手で，その車両本来の作業に従事する勤務

- 引き船作業に従事する勤務
- 病院に勤務する職員で，水治浴室において直接水治療法 による業務に従事する勤務


5 その他の勤務

| 特 殊 勤 務 の 種 類 |
| :---: |
| －福祉部に勤務する職員で，本務として援護の現業を行う |
| 勤務 <br> 社会福祉業務を行う職員で，医療扶助の業務に従事する <br> 勤務 |

－福祉部に勤務する職員で，本務として手話通訳の業務に従事する勤務

- 削除
- 市税及び国民健康保険料の賦課又は徴収についての事務 に従事する勤務
- 集金のため就業時間の大部分を外勤する勤務
- 就業時間の大部分を現金又は国民年金印紙の出納に従事 する勤務で，次に掲げるもの
ア 職員課長の指定する業務
イ アに掲げる以外の業務
－消防本部において車両又は機関の修理及び整備の業務に専ら従事する勤務
－市民会館のホール（展示ホールを除く。）又は市民セン ターのホールの使用回数が 1 日 2 回以上の日にそれらの施設に勤務する職員が従事する勤務
－食品衛生監視員及び環境衛生監視員が専らその業務のた め外勤する勤務で，半日以上にわたるもの
－保健所に勤務する栄養士が巡回指導のため外勤する勤務 で，半日以上にわたるもの
－水産課に勤務する職員で，船舶に乗り組み各種調査等の海上業務に従事する勤務
－公共用地の取得のため権利者に対して直接交渉する業務 に従事する勤務で，所属長の指定したもの
- 削除
- 東京事務所に勤務する職員が従事する勤務
- 次に掲げる施設に勤務する職員が変則交代で従事する勤務
ア 市民会館，市民センター（所属長が別に指定する職員 に限る。），室内水泳プール及び小樽第二病院（給食調理員に限る。）
イ 葬斎場
ウ 市民センター（所属長が別に指定する職員（アにより指定する職員を除く。）に限る。），保育所（所長を除 く保育士に限る。），図書館，青少年科学技術館及び小樽第二病院（病棟勤務の看護助手に限る。）
エ 小樽公園こどもの国
オ 文学館及び美術館
力 小樽病院（保育士に限る。）及び小樽第二病院（栄養士に限る。）
－市立の小中学校に勤務する職員で，採暖のための汽缶士

| 支 給 基 準 | 支 給 額 | 併給区分 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 円 |  |
| 1 月につき | 7，900 |  |
| 1 月につき | 4， 500 |  |
| 1 月につき | 7，900 |  |
| 1 月につき | 4， 500 |  |
| 1 日につき | 190 |  |
| 1 月につき | 2，900 | 併給可 |
| 1日につき | 120 | 併給可 |
| 1月につき | 2， 800 |  |
| 1 日につき |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { ア } 2 \text { 回の } \\ & \text { 場合 } \end{aligned}$ | 480 | 併給可 |
| イ 3 回以 | 790 | 併給可 |
| 上の場合 |  |  |
| 1 日につき | 180 |  |
| 1 日につき | 200 |  |
| 1 日につき | 240 |  |
| 1 日につき | 270 |  |
| 1月につき | 給料月額の 100 分の 12 に相当する額 |  |
| 1 月につき | 7，500 |  |
| 1月につき | 7，500 | 併給可 |
| 1 月につき | 5，500 |  |
| 1月につき | 5，500 |  |
| 1 月につき | 4， 500 |  |
| 1 月につき | 3， 000 |  |
| 1 日につき | 200 | 併給可 |

業務（点検及び整備等の業務を除く。）に従事する勤務
－病院の薬局において薬局助手としての業務に専ら従事す る勤務
－病院に勤務する助産師で，出産介助の業務に従事する勤務

- 医療職給料表の適用を受ける医師が従事する勤務
- 医師で，業務に必要な調査研究に従事する勤務

ア 保健所長又は保健所参事である医師
イ アに掲げる医師以外の医師
－保健所に勤務する医師で，診療業務に従事する勤務
ア 保健所長又は保健所参事である医師
イ アに掲げる医師以外の医師
－次に掲げる職員で，患者の往診に従事する勤務
ア 医師

イ 看護師
－病院に勤務する職員（医師を除く。）で，解剖業務に従事する勤務
－病院に勤務する医師が宿日直勤務日に医療業務に従事す る勤務
－前号に規定する勤務のうち，その所属する診療科の業務 に従事する勤務

- 病院に勤務する医師が休日救急当番日に従事する勤務
- 病院に勤務する医師が休日救急当番日のうち，その者が勤務することを指定された日以外の日に従事する勤務
－病院に勤務する麻酔科の医師が休日救急当番日に業務の準備に従事する勤務
- 市立小樽病院高等看護学院の講師として従事する勤務
- 職員課が主催する研修の講師として従事する勤務
- 特に複雑若しくは困難又は極めて繁忙な業務であって，市長が別に定めるものに従事する勤務

| 1 日につき | 230 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 月につき | 3， 200 |  |
| 1 月につき | 50， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 150， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 50， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 150， 000 | 併給可 |
| 1月につき | 50， 000 | 併給可 |
| 往診料 | 100 分の 50 <br> に相当する額 | 併給可 |
| 往診料 | 100分の 20 <br> に相当する <br> 額 | 併給可 |
| 1 体につき | 1，900 | 併給可 |
| 1 夜又は1 | 5， 000 （土曜 | 併給可 |
| 日につき | $\begin{aligned} & \text { 日の午後の } \\ & \text { 場合につい } \\ & \text { ては2, 500) } \end{aligned}$ |  |
| 1 夜又は1 | 2，500（土 | 併給可 |
| 日につき | 曜日の午後 の場合につ いては1，25 0） |  |
| 当番日につ | 35， 000 | 併給可 |
|  |  |  |
| 当番日につ | 10， 000 | 併給可 |
|  |  |  |
| 当番日につ | 10， 000 | 併給可 |
| き |  |  |
| 1 時間につ | 880 | 併給可 |
| き |  |  |
| 1 時間につ | 750 | 併給可 |
| き |  |  |
| 市長が別に | 市長が別に |  |
| 定める基準 | 定める額 |  |

## 備考

1 再任用短時間勤務職員の月額手当（この表に規定する特殊勤務のうち 1 月単位で支給額が定められている特殊勤務に係る手当をいう。以下同じ。）の額は，この表の支給額の欄に掲 げる額にかかわらず，当該月額手当の額に勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定めら れたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす る。
2 再任用短時間勤務職員の日額手当（この表に規定する特殊勤務のうち 1 日単位で支給額が定められている特殊勤務に係る手当をいう。）の額は，この表の支給額の欄に掲げる額にか かわらず，その者の1日の勤務時間等を考慮して，市長が別に定める。

